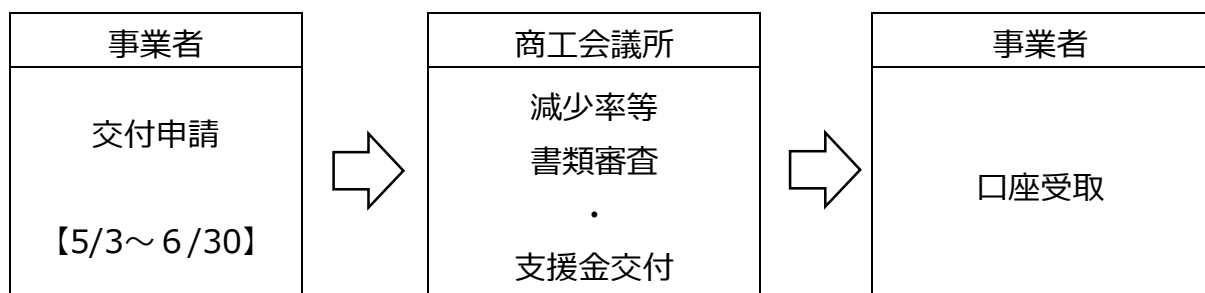


# 串間市宿泊業・飲食サービス業等 緊急支援金の交付について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売上が大きく減少した宿泊業・飲食サービス業等を経営する事業者に対し、事業の継続を支援するため支援金を交付します。

対象者	<ol style="list-style-type: none"><li>1 市内で宿泊業、飲食サービス業等を主として営む方（法人、個人を問いません。）</li><li>2 令和2年4月16日時点で、宿泊業、飲食サービス業等を主として営んでいた方（廃業していなければ休業中であった方も対象となります。）</li><li>3 支援金交付の日まで事業を継続していると見込まれる方（事業継続の意思があれば交付の日時点で休業の可能性があると見込まれる方も対象となります。）</li><li>4 令和2年1月から5月のいずれかの1か月の売上が、前年同月と比べ、<u>30%以上減少</u>した方であること。 ※ただし、平成31年2月1日以後に創業した方については、比較の特例等があります。</li></ol> <p><u>上記1から4までをすべて満たす方</u></p>
支援金	1事業者につき、 <b>10万円</b> <b>（複数店舗経営されていても10万円となります。）</b>

## [手続きの流れ]



【お問合せ先】 串間商工会議所 0987-72-0254